

平成24年7月12日

〒325-0035

住所 栃木県大田原市下石上1796-40

石川暁一 殿

TEL 0287-29-1582

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川博、美都江

TEL, FAX 0287-64-1322

@暁一、今月9日東京高裁での和解協議を名乗っただけの、お前から金融機関、保険会社、弁護士、裁判官が私の所有するお前に持っている債権を代行回収する恐喝協議はお前も私も妻も被害者だ、お前はこの恐喝を飲んだのか

1、暁一、お前と妻孝子、松本勇等で強欲にも母絹枝の所有財産を全部盗んで独り占めしようと、犯罪を重ねた事で、国家権力が次々常軌を逸したお前と孝子と国家権力が共犯となった犯罪を重ね続けている。「母の財産を盗んで独り占めしようと、実際は孝子が独り占めに走ってお前が追従した部分も多いだろうが、共犯者なのはもうはっきり証明されているから、お前も多少は自覚出来ているのだろう、兄弟の眞面目でその程度の頭は有ると思いたいんでな」

2、それを踏まえたうえでだが「今月9日の東京高裁での和解協議なる」私がお前に対して有している、お前が母の財産の多くを盗んだ、妻孝子も他人複数も盗んだ事で私が持っている、母の財産相続の権利による、お前達に対して持っている、窃盗被害により生じている相続権による債権”の一部を泥棒の共犯のゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保と代理人弁護士が共謀して、高裁裁判官、つまり国が仕切って私が有している、お前に対する債権をお前から回収する、恐喝犯罪事件だが、私は絶対こんな恐喝には関わる気は無い、まあ既にこの恐喝は実行されてしまったので、もう遅いが、この刑法適用犯罪被害を、お前も受けたのだから、この犯罪被害に付いて私、妻と一緒に恐喝実行者達を訴えようでは無いか、幸い恐喝罪は親告罪では無いから、当方で最高裁、法務省、東京高検には、この事件を訴えて刑事訴訟法手続きによる捜査を願い出ている、この事件限定でお互い被害者なのだから、共に手を携えよう」

3、当方が疑念を持っている事を伝える、お前たち母の遺産泥棒一味は、お前が頭に立って私と妻を冤罪に落とそうと黒い罠を何度も掛けた、この債権の恐喝回収事件もお前も共犯者なのか、自分と孝子の泥棒犯罪を隠して犯罪で母の財産を全部手に入れて逃げたくて、私と妻を又罠に掛けようとしたのか、まるで自分が私によって第三者を使われて、泥棒して作ってしまった債権を回収に掛かれて、恐喝被害を受けたように見せかける為の罠だったのか、だがお前はもう立派な恐喝被害者だからな、そこは理解するんだぞ。

4、お前が盗んだ母の財産と、孝子が盗んだ母の財産は違う、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保に預けてある母の金融資産を盗んだ犯罪者は孝子だ、私が第三者を頼んでお前から恐喝に手を染めて回収する金では無い、だからこの事件でお前は恐喝事件被害者、私は恐喝に手を染めろ、と強要され続けた被害者だ、共に刑法犯罪被害者だ、一緒に被害者としてこの事件だけは共に被害者の権利によって加害者を捕まえて貰って刑事訴訟法により刑事罰を科して貰おう、もうこの恐喝事件は国中に訴え、告知したから安心して一緒に被害者として救済されようでは無いか。

平成24年7月11日

竹崎最高裁長官殿

FAX03-3264-5691

滝 実法務大臣殿

司法制度第一係、刑事局

FAX03-5511-7205

東京高等検察庁

企画調査課 佐藤担当

TEL03-3592-5611

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川博、美都江



TEL, FAX0287-64-1322

@民事訴訟高裁事件で” ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、代理人弁護士複数と受命裁判官から上記金融機関、代理人弁護士に石川博所有債権を回収する行為を自分達に委任しろ” と恐喝委任要求、脅迫を訴訟内でも強要されて居ます、助けて下さい

1、私、石川博と妻美都江は毎月9日、東京高裁第8民事部民事訴訟、当方は控訴人（博だけ）被控訴人がゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、博実兄石川暎一、三男石川道雄、四男石川富士男となっている遺産相続確認等民事事件和解協議に置いて「石川博が兄暎一に対して所有している博、暎一、道雄、富士男実母石川絹枝所有遺産、博遺留分債権回収、暎一と妻、知人らで母絹枝所有遺産を大半盗み、相続人博には渡さないなのでこの訴訟となっています。

こう言う事件で、石川暎一妻孝子に母絹枝所有預金、保険積立金を有印私文書偽造、行使に手を染めさせ盗ませたゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、及び代理人弁護士に博は、博が石川暎一に対して持っているこの債権の一部回収を、ゆうちょ、とちぎん、あいおいと代理人弁護士に委任しろ、彼らでこの債権一部を石川暎一から回収して博に渡すから応じろ、と当該事件受命裁判官と彼ら弁護士、金融機関、保険会社に毎月9日の和解協議にて強要されて非常に困って恐れています」

この行為は確実に恐喝ですから、自己所有債権を第三者に委任して取り立てさせる行為はやくざの犯罪商売ですから。

2、この高裁和解協議にての恐喝委任の強要犯罪の事実証拠は別紙に添付し

ます。今月19日、もう一度博、妻美都江に対し、受命裁判官から「この第三者への債権回収委任を受けるように、と強要される事になっています、助けて下さい、こんな要求を呑めば本当に恐喝罪適用とされてしまいます」

この事件も親告罪では有りません、すぐにでも恐喝罪を適用させて刑事訴訟法手続きにより事件を捜査して私達を助けて下さい、恐喝犯罪者にはなりたくありません。

添付書類

- ; 平成24年（ネ）第199号民事事件準備書面第25回写し及び添付証
- ; あいおいニッセイ同和損保上申書、和解案記載上申書
- ; 高裁受命裁判官によるあいおいの和解案を受けての裁判官からの和解案書面
- ; 高裁民事事件の元の宇都宮地裁太田原支部事件 訴状写し
- ; とちぎん職員による石川孝子による母絹枝の預金窃盗証言陳述書写し




平成24年7月11日

平成24年(ネ)第199号 相続権確認等請求控訴事件

控訴人 石川 博
被控訴人 石川暎一他5名

東京高等裁判所 第8民事部 加藤雅子書記官殿
TEL 03-3581-2016
FAX 03-3580-3841

控訴人 石川 博 
TEL, FAX 0287-64-1322

控訴人 準備書面第25回

始めに訴訟の趣旨及び原因を追加する。

一、 訴訟の趣旨追加

1、控訴人実母所有不動産、土地建物全てに付いて、控訴人石川博は、正当な相続権者として遺留分を所有している。従って、被控訴人石川暎一は被相続人石川絹枝所有不動産全てに付いて、法定相続権分を超えて権利を有していないとの判決を求める。

2、相続人石川博は被相続人石川絹枝死去日、平成22年4月15日死去の後の平成22年6月2日に相続人の一人石川暎一に対し、被相続人石川絹枝所有不動産につき、相続人石川博が有する被相続人所有不動産全てに対し、相続人石川博所有相続権利分の減殺請求通告を内容証明郵便にて行ってあるので、相続人石川博は被相続人石川絹枝所有不動産全てに付いて法廷相続権を正しく所有しているとの判決を求める。

3、被相続人石川絹枝の実子三男石川道雄及び四男石川富士男は、被相続人所有不動産全てに付いて、被相続人石川絹枝の所有不動産全ての名義を自分名義に変更した被相続人長男石川暎一に対し、相続権者として遺留分減殺請求行為を行っておらず、被相続人所有不動産全てに対する相続権を失って居る。従って被相続人石川博が被相続人石川絹枝所有不動産全てに対し所有している遺留分は固定資産税評価額金額分の半分、ないし不動産全ての半分に付いて遺留

分を有している、との判決を求める。

4、更に相続人石川暁一は、被相続人石川絹枝所有預貯金、損害保険積立金、動産を妻孝子、知人らと共に謀して大半を窃盗した犯罪が証明されて居るので、相続人石川暁一は被相続人及び相続人石川博に対する不法行為責任により、相続人石川暁一が有する被相続人石川絹枝所有財産全ての相続権を喪失した、との判決を求める。

5、訴訟費用、控訴費用は共に被控訴人の負担とする、との判決を求める。

二、請求の原因

1、控訴人石川博は、被相続人石川絹江、実母が死去した平成22年4月15日の後、被控訴人石川暁一が被相続人石川絹枝死去日付けで被相続人所有不動産全てを被控訴人石川暁一名義とした事実を知り、平成22年6月2日付で被控訴人石川暁一に対し、甲第68号証、内容証明郵便通告にて、被相続人所有不動産全てに対する控訴人石川博が相続権を有する分に付き減殺請求を行った事実が有る。

この減殺請求は、被相続人所有不動産が相続人石川暁一名義に変更された平成22年4月15日の後二ヶ月を経ず正しく果たされており、控訴人は被相続人所有不動産全てに付いても法定相続権を正しく有している事実は正しく証明されている。

2、一方被相続人三男石川道雄、四男石川富士男は、被相続人石川絹枝所有不動産に付いて一切相続権確認減殺請求を行っておらず、被相続人所有不動産全てに付いて相続権を失って居る事実は明らかである。

3、相続人石川暁一は被相続人が所有しているゆうちょ銀行、とちぎんの預貯金、あいおいニッセイ同和損保の傷害保険積立金、被相続人所有一軒家内の金品全てを相続人妻、知人らと共に盗んで着服しており、当然かかる不法、犯罪行為を重ねて被相続人所有財産を窃取し犯罪により利得を得て証明されている、この咎を持ち相続権全てを失って居る事明白である。

三、本控訴事件東京高裁裁判官からの恐喝犯罪を行っての和解の強要には応じられない、従って恐喝罪適用和解は拒絶する。

以下に理由を列記する。

1、本件控訴事件にて、被控訴人あいおいニッセイ同和損保及び代理人弁護士3名から、西暦2012年5月24日付けファックス送信にて「和解案なる条件が記載された上申書が控訴人宛てに送信されて来た事実がある」

この和解案1は

「被控訴人あいおい保険会社が被控訴人石川暁一から、控訴人石川博が被控訴人石川暁一に対して有している債権、被相続人石川絹江所有財産を相続人の一人石川暁一が窃盗所有している事で、相続人石川博の相続遺産所有権、財産権を侵害している事で発生している債権を、控訴人が被控訴人あいおい損保と代理人弁護士に債権回収代行委任を行う事で、あいおい、代理人弁護士が被控訴人石川暁一から控訴人所有債権の一部、121,475円を取り立てた後、あいおいが控訴人に代行取立てを果たしたこの債権を支払う」

との和解案である。この和解案はれっきとした恐喝罪が適用される犯罪で有る。債権回収をかける第三者委任にて行わせる行為は禁じられている事論を待たない。こうした代行債権回収、債権譲渡を受けないでの債権回収は、財産権侵害、恐喝犯罪である、通常やくざが行う闇業務であろう。

2、しかる後、平成24年6月25日付で東京高裁第8民事部加藤雅子書記官から受命裁判官による和解案として、控訴人、被控訴人とちぎん、ゆうちょ銀行、あいおいニッセイ同和損保、それぞれの受任弁護士名にてあいおいから出された内容を踏まえた和解案が送られて来た

「ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保は控訴人石川博が被控訴人石川暁一に対して有している石川博、暁一実母絹枝所有財産を暁一が母絹枝死去後窃盗して発生した石川博相続分債権一部を、石川博が債権回収委任をゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、代理人弁護士に委任する事で、債務者石川暁一に取り全くの第三者ゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、代理人弁護士が代行債権回収を裁判官命令を持ち行き、それぞれの代行債権回収者に石川暁一から債権代行回収を行い、代行債権回収が果たさ

れば、振り込み費用をゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保が負担して石川博に振り込む」

とした和解案であるが、確実に恐喝罪が成立してしまっている公文書記載内容である。

「そもそもゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保は自社が融資、保険支払いした金員以外の債権回収業務は一切認められていない。他社（者）が貸し付けた債権を譲渡されて債権回収を行えるのは、貸金業の規正等に関する法律により貸金業許可を受けた金融業者のみである」

まして弁護士、裁判官には第三者の債権を代行回収する業務は一切認められていない。一般国民、あらゆる事業者に認められていない代行債権回収、要するに恐喝犯罪である。

3、この、単なる第三者を委任させての債権回収、恐喝犯罪委任和解案を呑むように、今月9日控訴人石川博、及び妻美都江は受命裁判官から強く強要され続けた事実が有る。しかし石川両名は

「債権を有していない者が第三者の債権を代行回収する行為は恐喝罪、個人の財産権侵害による恐喝と、友人の山本弘明氏からも伝えられていたし、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保は母絹枝所有預入金を石川暎一妻孝子に盗まれたが、暎一からは窃盗被害を受けていないので、石川博、或いは石川絹枝(口座)に孝子が盗んだ金員を支払う、戻した上で孝子に窃盗金員分を請求する以外認められない事実も把握していたので、断固拒絶した経緯が有る」

裁判官からは「銀行やあいおいニッセイの対応は画期的な事です」「これ以外の方法はありません」「これを飲まなければ、和解は決裂です」「判決になるとあなた方は不利です」「次回はこれを飲むか飲まないかだけです。考えて来て下さい」こう何度も強要されている。この裁判官からの控訴人所有債権一部の代行回収委任要求は、確実に恐喝犯罪に手を染めるとの裁判官、国による強要である。

しかし、控訴人妻美都江は、栃木県警警察官により故意に「虚偽、偽造捜査報告書」により犯歴まで付けられてしまった当事者でもある。何が起きても不思議ではない権力犯罪の渦中にいる者にとって、些細（これは些細ではありませんが）な犯罪でも一切受け入れる事はできない状況は、周知の事実である。

4、この日（9日）には当然、被控訴人石川暎一も和解協議に出席していたので、受命裁判官、ゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保顧問弁護士から「控訴人が合意したなら、代行債権回収に応じるように、と強要されていたであろう事は当然察せられる。つまり確実に債権代行回収の強要犯罪、恐喝未遂罪は成立しているのである」

蛇足ながら申し述べると、どうせ代行債権回収を強要、実行するなら、訴訟額上限を代行回収し、控訴人に支払う位の条件を出して貰いたい物である。一円も一千数百万円も全く同じ恐喝罪適用なのだから、しかし控訴人は恐喝犯罪委任は絶対行わないが。

5、債権の代行回収、債権譲渡を受けず、第三者を委任しての債権回収は恐喝犯罪である。これを控訴人に、山本弘明氏は彼と石川の友人である静岡県清水区折戸在住楠田芳裕氏の実例を聞かせて証明して呉れている。

「楠田さんは過去に人身交通事故受傷被害を受け、重度の脳障害を負っている方であるが、彼の元に二年程前この交通事故受傷治療費の一部、2,000円程度を清水市立病院が債権回収代行業者に委任して請求を掛けて来た。楠田氏は思考するのも困難なので、山本氏に調査を委任した。山本氏は代行債権回収業者に”債権譲渡の有無”を問い質した所、代行回収業者は”債権譲渡は受けていませんので、当方はあくまでも債権者に委任されて代行請求書送付を行っているだけです、当方に楠田氏が清水市立病院が有する債権を振り込めば、当然当方には恐喝罪が適用されます、債権支払いの今後は債権者と直接協議願います”と答えて引いた経緯が有る。市立病院が代行債権請求を行った事件の顛末である」

又、三井住友、損保ジャパン他損保の上複数に、山本氏は今回の司法が仕切った代行債権回収事件を伝えている。彼らの答えは

「第三者に代行債権回収させれば恐喝罪が適用となりますし、損保、銀行がそうした代行債権回収業務を行えば保険業法違反、銀行法違反、商法違反、恐喝罪によって摘発されますよ」

と真っ当な答えを発しているとの事である。

6、今回公式に、公文書証拠も残され実行された東京高裁、裁判官、ゆうちょ銀行、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、及び代理人弁護士等により実行された代行債権回収犯罪、恐喝未遂犯罪、恐喝委任の強要犯罪事実は絶対放置出来ない。この犯罪強要は、控訴人及び妻を本物の恐喝犯罪者に仕立て上げる

司法権力による罾であろうから、法務省、金融庁、最高裁、最高検察庁に公式に訴えを提起もする。

7、別紙新聞記事、6月27日の記事（甲第69号証）で「大阪市の副参事が死去した方のキャッシュカードを抜き取り、死人の口座から数十万円を盗んで逮捕された事件」が報道されている。

石川皖一妻孝子が、母絹枝死去後手を染めた犯罪と同じ行為で逮捕されたのである。控訴人らの死者の預金泥棒犯罪証明、追求の結果、野放図に公認されて来た犯罪、死人が出たなら我先に預金、保険積立金、現金、不動産、物品を相続権無関係で盗んで通る犯罪の犯罪証明、糾弾、訴追方法公開により、ついに死人が出たなら我先に死人の身包みをはぐ犯罪もつづされ出したのである。

こうした合法化の公式な動きの結果、石川孝子、石川皖一と仲間による母絹枝所有財産泥棒の追認、公認は犯罪と更に証明され、追い込まれてしまったゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和、弁護士、裁判官等は、遂に控訴人と妻を司法権力を行使し、本物の恐喝犯罪者に仕立て上げに走ったのであろう。

証拠証

甲第68号証 石川皖一への内容証明書 平成22年6月2日付 (原本)

甲第69号証 スポニチニュース記事 平成22年6月27日付



大阪市職員逮捕 立場を利用し死者のカードで預金引き出す

甲
第
69
号
証

引き取り手がない死亡者のキャッシュカードを不正に使って預金を引き出したとして、大阪府警住吉署は27日、窃盗の疑いで大阪市住吉区役所副参事(55)＝同府河内長野市＝を逮捕した。

区役所によると、副参事は昨年4月から行き倒れで死亡した人の関連業務を担当。警察から連絡を受けて死亡者の所持品を預かり、葬儀の手配や身元調査といった対応を1人でしていた。区役所は今後、複数の担当者を置いて再発防止を図る。

逮捕容疑は、1月上旬に死亡した住吉区に住む70代の男性のキャッシュカードを不正に使用。同月中旬、コンビニの現金自動預払機(ATM)で数回にわたり計数十万円を引き出し、盗んだ疑い。

住吉署によると、副参事は「遊びや借金返済に使った」と容疑を認めている。同署はカードの暗証番号を把握した経緯などを詳しく調べる。

男性は飲食店で食事を喉に詰まらせ、搬送先の病院で死亡した。引き取り手がなく、所持品の取り扱いなどを副参事が担当。その後、大阪市内にいたことが分かった男性の娘に所持品を引き渡し、死亡後に現金が引き出されていることが発覚した。

[2012年6月27日 17:40]

関連ニュース

行きは救急車、帰りはパトカー...窃盗で救急隊員逮捕
万引容疑で高校教諭逮捕 最初は「会社員」と名乗る
有罪判決の翌日...缶酎ハイ1本万引、41歳男逮捕
元岐阜県警巡查を逮捕...空き巣の疑い
キャッシュカード 大阪府警 大阪市

ニュース

ロゴをWindowsのタスクバーにドラッグすると今後、スポニチアネットワークスのトップページ、最新ニュース&ダイアリーフォトを簡単にご覧いただけます。

平成24年(ネ)第199号 相続権確認他請求控訴事件

控訴人 石川 博
被控訴人 石川 皖 一 外5名

上 申 書

平成24年5月24日

東京高等裁判所 第8民事部 御中

被控訴人(第1審被告) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

訴訟代理人弁護士 坂 東 司 朗

同 山 口 浩 平

同 小 松 淳 一



頭書事件について、被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「被控訴人保険会社」といいます。)は、諸般の事情を考慮の上、控訴人、被控訴人石川皖一(以下「被控訴人皖一」といいます。)及び被控訴人保険会社の三者間で、下記①②のいずれかの内容の和解をすることにより本件訴訟を解決いたしたく、その旨上申いたします。

記

- ①被控訴人保険会社が被控訴人皖一から、被控訴人保険会社からの支払額である48万5900円の4分の1(控訴人の法定相続分)に相当する12万1475円の返還を受けた上、被控訴人保険会社が控訴人に対して同額を支払い、控訴人と被控訴人保険会社との間に債権債務がないことを確認すること
- ②被控訴人皖一が控訴人に対して上記12万1475円を支払い、控訴人と被控訴人保険会社との間に債権債務がないことを確認すること

以上

平成24年(ネ)第199号

F A X 送 信 書

控訴人

平成24年6月25日

被控訴人株式会社栃木銀行代理人

石川 博 殿

被控訴人株式会社ゆうちょ銀行代理人

渋川 孝 夫 殿

被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代理人

篠 連 殿

山口 浩 平 殿

東京高等裁判所第8民事部E係

裁判所書記官 加藤 雅 子

〒100-8933 東京都霞が関一丁目1番4号

TEL 03-3581-2016 FAX 03-3580-3841

上記事件について、受命裁判官の指示により、当事者双方に、別紙の裁判所の和解条項案(3枚)を送信いたします。よろしくお願い申し上げます。

和解条項案

- 1(1) 被控訴人石川皖一（以下「被控訴人皖一」という。）は、被控訴人株式会社栃木銀行（以下「被控訴人栃木銀行」という。）に対し、被相続人石川絹枝（以下「被相続人」という。）名義の栃木銀行大田原支店の定期積金（口座番号1926032）の払戻金25万0014円、同普通預金（口座番号1926031。以下、上記定期と併せて「本件預金」という。）の払戻金22万3424円、同3万4485円、合計50万7923円の被相続人の相続における控訴人法定相続分4分の1（以下「本件相続分」という。）に相当する12万6980円を、平成24年●月●日限り、被控訴人栃木銀行指定の銀行口座（●●銀行●●支店、普通預金口座、口座番号●●、名義「●●」（読み：●●））に振込送金して支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人皖一の負担とする。
- (2) 被控訴人栃木銀行は、控訴人に対し、上記(1)の12万6980円を、平成24年●月●日限り、被控訴人栃木銀行訴訟代理人弁護士渋谷孝夫が控訴人指定の銀行口座（例：●●銀行●●支店、普通預金口座、口座番号●●、名義「石川博」（読み：いしかわひろし））に振込送金する方法により支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人栃木銀行の負担とする。
- 2(1) 被控訴人皖一は、被控訴人株式会社ゆうちょ銀行（以下「被控訴人ゆうちょ銀行」という。）に対し、被相続人名義の通常貯金（記号番号10770-2-3582061。以下「本件通常貯金」という。）の払戻金合計60万0236円の本件相続分に相当する15万0059円を、平成24年●月●日限り、被控訴人ゆうちょ銀行指定の銀行口座（みずほ銀行赤坂支店、普通預金口座、口座番号2008324、名義「弁護士篠連預り口（読み：べんごししのれんあずかりぐち））に振込送金して支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人皖一の負担とする。
- (2) 被控訴人ゆうちょ銀行は、控訴人に対し、上記(1)の15万0059円を、平成24年●月●日限り、被控訴人ゆうちょ銀行訴訟代理人弁護士篠連が第

1 項(2)記載の控訴人指定口座に振込送金する方法により支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人ゆうちょ銀行の負担とする。

3(1) 被控訴人~~院一~~は、被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険」という。）に対し、被相続人が同被控訴人との間で締結していた積立スタンダード傷害保険（証券番号第8247-59100号）の解約返戻金48万5900円（以下「本件解約返戻金」という。）の本件相続分に相当する12万1475円を、平成24年●月●日限り、被相続人あいおいニッセイ同和損害保険指定の銀行口座（●銀行●●支店、普通預金口座、口座番号●●，名義「●●（読み：●●））に振込送金して支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人~~院一~~の負担とする。

(2) 被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険は、控訴人に対し、上記(1)の12万1475円を、平成24年●月●日限り、被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険訴訟代理人弁護士●●が第1項(2)記載の控訴人指定口座に振込送金する方法により支払う。ただし、振込送金に要する費用は被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険の負担とする。

4 控訴人は、被控訴人栃木銀行、被控訴人ゆうちょ銀行及び被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険に対するその余の請求をいずれも放棄する。

5 控訴人は、被控訴人~~院一~~、被控訴人石川道雄、被控訴人石川富士男に対する本訴請求のうち、金銭給付請求をいずれも放棄する。X

6 控訴人と被控訴人栃木銀行は、控訴人と同被控訴人との間には、本件預金に関して本和解条項に定めるほか他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 控訴人と被控訴人ゆうちょ銀行は、控訴人と同被控訴人との間には、本件通常貯金に関して本和解条項に定めるほか他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8 控訴人と被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険は、控訴人と同被控訴人と

の間には、本件解約返戻金に関して本和解条項に定めるほか他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

- 9 訴訟費用は、控訴人と被控訴人栃木銀行、被控訴人ゆうちょ銀行及び被控訴人あいおいニッセイ同和損害保険との間においては、第1審及び第2審を通じて各自の負担とする。

以上



訴 状

平成23年2月24日

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

原告

〒325-0013 栃木県那須塩原市鍋掛 1087-817
石川 博
TEL, FAX 0287-64-1322

被告

〒324-0036 栃木県大田原市下石上 1796-40
石川 皖一

被告

49E 57TH AVE VANCOUVER BC V5X1S3 CANADA
石川 道雄

被告

〒198-0051 東京都青梅市友田町 1-881-5
石川 富士男

被告

〒320-0861 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社栃木銀行 代表者代表取締役 小林 辰興

被告

〒100-8798 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
株式会社ゆうちょ銀行 代表者代表執行役 井澤 吉幸

被告

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代表者代表取締役 鈴木 久仁

相続権確認他事件

訴訟物の価格	12,373,013円
貼用印紙代	59,000円

第一 請求の趣旨

1、本訴訟事件は、原告石川博及び被告石川皖一、被告石川道雄、被告石川富士男実兄弟四名の実母である被相続人、栃木県那須塩原市東栄2-6-26 石川絹枝が平成22年4月15日午前3時31分に死去し、その後被告相続人、及び被告栃木銀行（以下とちぎん）被告ゆうちょ銀行（以下ゆうちょ）被告あいおいニッセイ同和損保（以下あいおいニッセイ）が結託して、原告を除け者として被告金融機関、損保にある被相続人所有の金融資産を窃取した事件が原因である。

更に相続人被告石川皖一は、相続人被告石川道雄、相続人被告石川富士男と共に謀り、被相続人所有土地建物（別紙栃木県那須塩原市長発行、土地家屋評価証明書による）評価金額合計 7,483,810円 を、原告の知らぬ所で被告石川皖一 名義に所有権を移転登記したのである（別紙宇都宮地方法務局大田原支局発行登記簿謄本による）。

原告は、被告らによるこれら犯罪行為を持つての相続財産窃取行為は違法により、被告相続人三名は相続の権利全てを失うから、原告が正規の相続人となり、被相続人所有相続財産全てを合法に相続するとの判決を求める物である。

2、被告ら相続人三名は、結託して原告を除けものとして、相続人らとは別世帯に居住していた被相続人所有の金融資産、銀行預金、及び損害保険積立金を、被相続人死亡の後、カード不正使用、有印私文書偽造、行使を行い、合計金額で 1,594,059円 を窃取したが、これは窃盗罪であり、相続とは認められないので、当然相続の権利を、著しい非合法行為実行を持つて喪失しているから、窃取した金員全額を被告相続人全員で連体して返還し、正しく相続権を有している原告に、この金融資産全部を相続させるとの判決を求める。

3、被告とちぎんは、被告相続人らと謀り、別紙目録、とちぎん発行になる被相続人の普通預金、定期預金明細書、及び定期預金解約、引き出し証明書にある相続預金資産合計金額 507,923円 を、被相続人死亡の後に、被相続人口座から窓口での解約引き出し手続きでも含めて認め、引き出しを行わせた。当然窓

口では、被相続人とは別人による手続きと知った上でこの預金を相続人被告らに窃取させているから、この窃取させた預金金額を、一旦被相続人口座に返還せよ、との判決を求める。

4、被告ゆうちょ銀行は、被相続人の預金資産を、被相続人死去後に、別紙ゆうちょ銀行発行になる、預金履歴及び解約手続き書類に有る通り、被相続人死去の後相続人らと共に窓口での被相続人を騙っての違法手続きも通し、被相続人口座から預金を窃取させているから、やはり被相続人の口座に一旦全額返金せよ、との判決を求める。

5、被告あいおいニッセイ同和は、別紙目録に有る被相続人が掛けていた損害保険積立金 485,900円を、被相続人死亡の後に、相続人被告等と共謀して解約、引き出しを認めて被告相続人等の所有に移させたが、この行為は違法なので、被告あいおいニッセイ同和は、この被相続人所有の損害保険積立金を元に一旦戻せとの判決を求める。

6、相続人被告石川皖一は、別紙目録、登記簿謄本記載にある、被相続人が所有している土地建物全てを被相続人死亡の後に相続人被告名義に変えているが、この不動産登記名義人変更は相続人等全員が合法さを認めて行われてはいないし、相続人被告石川皖一は、請求の趣旨1～4に有る通り、有印私文書偽造、行使の罪を行い、被相続人所有の金融資産を、銀行、損保から他二名の相続人と共謀し、行っているため、相続の権利を失っているため、この土地建物の名義人変更による入手は認められないから、原告に正しくこの土地建物も相続させよ、当然名義を原告名義に移せとの判決を求める。

7、被相続人は、別紙目録、ゆうちょ銀行発行になる被相続人実母 市村つま平成5年7月31日死去所有の定額郵便貯金平成22年10月19日現在元利合計 3,295,144円も所有していた。この定額郵便貯金は被相続人と共に相続権を有している、被相続人実妹 正子が長年行方不明の為引き出す事も出来ず据え置かれた預金であるが、被相続人実妹の失踪宣告を、相続人被告石川皖一 は被相続人石川絹枝と協力し取って居るので、この相続財産も正しく相続権を有している原告が全て相続する、との判決を求める。

8、なお、被相続人は他にも高価な和服、例えば留袖一式、訪問着3着以上、小紋5枚以上所持していたし、高価な帯等も多数所持していたのである。更に被相続人は、鑑定書が付いたネックレス、指輪等貴金属も多数所持していたが、これら動産は相続人被告石川皖一 が言うには、被相続人死去後、訴外有限会社大晃開発（栃木県知事（6）2172号）会社に委任して、被相続人所有物全てを原告の知らぬ間に一般廃棄物として処分させた、金銭的価値は一切無い動産であった

と言いつ張り続けているが、この会社には相続人被告石川皖一 から委任されて、被相続人所有動産全てを運び出し、廃棄物処理を行わせた証明資料、処理費用納付領収書の一切が存在せずと言いつ張り続けているので、訴外太晃開発と相続人被告石川皖一 に対する被相続人所有動産、及び処理証明書類等の提出を求める法的手続きを取る事としてある。

第二、請求の原因

1、本事件の原因当事者である被相続人石川絹枝は、戸籍謄本記載に有る通り、平成22年4月15日、午前3時31分下都賀郡壬生町独協医科大学病院にて、心臓 疾患を原因として死去したのである。(甲第1号証)

2、被相続人の「遺産を受け取る権利を有しているのは、息子である原告石川博(次男)、及び 被告ら石川皖一(長男)、石川道雄(三男)、石川富士男(四男)の合計4名」である。(甲第2号証の1,2,3)

3、被相続人石川絹枝(原告実母)の所持していた財産を、被告相続人3名は原告に秘匿し続けた事で、やむなく原告は被相続人の預金口座を調べる作業に着手したので有る。

(1)、栃木銀行に調査を掛けたその結果明らかになった被相続人の預金入出明細表の履歴である発行平成22年6月8日付記録によると、栃木銀行大田原支店定期預金の口座番号1926032の預金全額 250,000円が平成22年4月15日に死亡当日に何者かによって引き出され(甲第3号証の1)ていることが発覚し、さらにこれは平成22年4月15日大田原支店において店頭で「定期性預金等解約請求書に、被相続人の氏名、押印が記載、作成され全額引き出された」(利息14円)という事実が判明した。(甲第3号証の2 写し)

(2)、更にこの記録の内、預金入出金明細表、普通預金履歴により、被相続人の普通預金口座番号1926031より、死亡当日の平成22年4月15日に現金自動引き出し機(以下ATM)を使用し、223,424円が引き出されている。同月30日、同じくATMを利用して34,485円が引き出されている事実が判明したのである。(甲第3号証の3)

4月15日	栃木銀行定期分	250,014 円
4月15日	栃木銀行普通預金分(ATM)	223,424 円
4月30日	栃木銀行普通預金分(ATM)	34,485 円
		合計507,923 円

(3)、この複数に渡る栃木銀行大田原支店にての定期預金は窓口にて、普通預金はATMにての被相続人死亡後の預金引き出しされたこの事実に対して、栃木銀行の説明では「いずれも女性が来店していることから亡き母である当事者が、同日早朝に、窓口とATMを訪問して合法に預金を引き出した、ATMはビデオ撮影もされており、被相続人が死亡後に自分の預金を引き出した録画・映像も残っている」と、こう答えている。この録画・映像は保存させたので残されている筈で有る。

3、原告は、ゆうちょ銀行にも、被相続人の預金がある事を知っていたのでこちらにも調査を掛けた結果、ゆうちょ銀行からも平成22年6月3日付「預金調査結果のお知らせ」によって、「平成22年4月26日相続手続きが終わっている」書類を入手したのである。(甲第4号証の1、2)

(1)、平成22年6月11日付け「通常貯金預払状況調書」によると、ゆうちょ銀行の被相続人の預金引き出しは、死亡当日の平成22年4月15日、ゆうちょ銀行取り扱店07110野崎店 ATMにて490,000円が翌日16日ゆうちょ銀行黒磯店07051黒磯店窓口にてまず110,000円が引き出され、4月26日すべての残額の利息236円を引き出し(甲第4号証の3)且つ、通帳そのものの口座解約を行ったのである。

4月15日	ゆうちょ銀行(ATM野崎店)	490,000 円
4月16日	ゆうちょ銀行	110,000 円
4月26日	ゆうちょ銀行	236 円
		合計600,236円

4、原告は、相続人らの叔父が営む大田原市に有る保険代理店、アクツ保険事務所にて、被告あいおい損害保険の保険に加入している事実を知っていたので、叔父に連絡を取り、被相続人名義の「積立スタンダード傷害保険証券」(写し)(甲第5号証の1)で確認し、さらに、平成22年5月18日に被告石川皖一、平成22年5月16日に被告石川富士男両名による「相続手続き同意書」によって相続手続きがなされていたことが分かった。(甲第5号証の2)

5、平成22年6月1日に、この叔父が被告石川皖一の委任を受けて「解約・取消・失効・解除 承認請求書(返れい金計算書)」による解約手続きをし、ゆうちょ銀行 記号10750の2番号9673711 石川皖一名義の口座に振込みをする手続きをとっている(甲第5号証の3)ことで、この保険積立最終返戻金が485,900円となっており原告以外の手に渡った事実を確認したの

である。

6月1日

あいおい損保

485,900円

- 6、更に原告は、他の被相続人の金融資産、遺産の存在を調査し、平成22年10月15日、ゆうちょ銀行からの「貯金調査結果のお知らせ」により、被相続人の実母市村つま名義の遺産預金の存在を確認したのである。(甲第6号証の1)平成22年10月28日付け「預金残高証明書」によって、市村つま名義の預金残高及び解約利子の金額を確認したのである。(甲第6号証の2)

市村つま名義

郵貯定期	2,000,000	円	
解約利子	1,295,144	円	(平成22,10,19現在)
合計	3,295,144	円	

この預金は、被相続人実母市村つまの死去の後も、被相続人の実妹(相続人はこの二名)が数十年に渡って行方知れずで有る為、被相続人が遺産相続を果たせず現在に至っている預金である。この預金も被告石川皖一が原告に知らせることなく行方不明の叔母の失踪宣告を既に取り、被相続人死去の後引き出そうとしたのであるが、原告からゆうちょ銀行に被相続人死亡事実を告げた事で、金融機関、保険事業者間の不文律となっていると言う「被相続人の死亡届を出さない内に相続人の手で被相続人の預金、保険積立金を引き出させる制度」での引き出しを阿吽の呼吸で認める手続きが不可能となり、預金として確保されているものである。

- 8、被相続人は、栃木県那須塩原市東栄2丁目6番26号に、「土地評価証明書」に有る隣接した土地三筆、185平方メートル(評価額4,398,460円)73平方メートル(1,735,608円)46平方メートル(1,093,671円)土地総面積304平方メートル、総評価額7,227,739円を所有し(甲第7号証)、この土地の上に甲第8号証、「家屋評価証明書」記載、昭和42年3月新築、木造平屋住宅52,06平方メートル、評価額256,071円を所有していた。

しかし、宇都宮地方法務局大田原支局にて取得した登記簿謄本記載に有る通り、被相続人所有の不動産は、平成22年4月28日に石川皖一名義へと所有権が移転登記されている。(甲第9号証の1~4)

土地185.00平方メートル	評価額	4,398,000	円
土地73.00平方メートル	評価額	1,735,608	円
土地46.00平方メートル	評価額	1,093,671	円
家屋52.06平方メートル	評価額	256,071	円

合計 7,483,810 円

7、原告は、被告らが共謀して行った、或いは犯罪に属する行為と知った上で相続財産の窃取を通じたこれらの行為を断じて認めない。被告らは、速やかに被相続人の遺産である金融資産、不動産、貴金属、和服全てを被相続人所有に戻し、その上で犯罪に組みした行為者を特定し、相続権の喪失者を明らかにさせて、正しい相続を完了させなければならない、これが本件訴訟の目的である。

栃木銀行	507,923	円
郵貯	600,236	円
あいおい	485,900	円
土地三筆, 建物	7,483,810	円
市村つま名義ゆうちょ	3,296,144	円
	計	12,34,013 円
貴金属、着物 , その他		不明

以 上

副

陳 述 書

平成23年9月20日
栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番20号
株式会社とちぎんリーシング
営業部課長 篠 香 郎

私は、現在は栃木県宇都宮市松が峰1-3-20の株式会社とちぎんリーシングに勤務しておりますが、平成19年10月から平成23年3月までは栃木銀行大田原支店野崎出張所でその所長として働いていました。

- 1 さて、この裁判に出てくる石川絹枝さんは、昭和52年8月18日に今回問題となっている本件普通預金(口座番号1926031)を栃木銀行大田原支店に開設しました。その後、平成21年12月22日、石川絹枝名義の本件定期積金(口座番号1926032)が栃木銀行大田原支店野崎出張所に開設されました。ただし、本件定期積金開設の手続きは、石川絹枝さんの長男である石川皖一さんの妻石川孝子さんが大田原支店野崎出張所に来店して行いました。
- 2 平成22年4月15日、その石川孝子さんが栃木銀行大田原支店野崎出張所を訪れ、ATMを利用して本件普通預金から223,424円の払戻を行い、さらに同じく野崎出張所の窓口で本件定期積金を解約して250,000円の払戻をしました。また、平成22年4月30日、石川孝子さんが野崎出張所を訪れて、ATMを利用して本件普通預金から34,485円の払戻をしました。
- 3 なお、石川孝子さんはご自身が栃木銀行大田原支店野崎出張所の顧客であればしばしば同支店を訪れて利用しています。そんなわけで大田原支店野崎出張所では石川孝子さんが石川絹枝さんの長男の妻であることもわかっていました。
- 4 平成22年6月8日、原告が栃木銀行黒磯支店を訪れ、石川絹枝さんの取引履歴の開示を求めました。その際、栃木銀行は原告から石川絹枝さんが平成22年4月15日に死亡した事実を告げられました。ここにおいて栃木銀行は石川絹枝さんの死亡を初めて知るにいたり、その日の午前11時7分、石川絹枝さんについて死亡した旨の登録を行いました(乙第3号証)。

乙第

号証

- 5 ところで、本件定期積金解約に際しては、石川孝子さんが栃木銀行所定の払戻請求書に必要事項を記載し、予め栃木銀行に届け出ていた石川絹枝さんの印を押印して、石川絹枝名義の本件定期積金通帳とともに栃木銀行に提出して行われました。そして、栃木銀行大田原支店野崎出張所では、払戻請求書に押捺されていた印影と届け出られていた印鑑について相当の注意をもって照合し、両者に相違がないことを確認して払い戻しに応じました(乙第1号証、第9項)。ちなみに、栃木銀行の内部の事務取扱規程では取引先の家族等に対する払戻しについては預金通帳、証書と届出印章を持参した者は、本人とみなして取扱い、使いの者に面識がなくかつ応対に不審の点がある場合は、取引先本人に電話等で確認のうえ取扱うことになっています。そして、本件では、前に申し上げましたとおり、預金通帳その他届出印章を持参して払戻を受けた者は石川孝子さんで、石川孝子さんは石川絹枝の長男の妻というように石川絹枝さんの家族でした。そこで栃木銀行は石川孝子さんを本人、つまり石川絹枝さんとみなして取り扱いました。なお、栃木銀行大田原支店野崎出張所は前述したように石川孝子さんとは面識がありました。
- 6 また、ATMによる本件普通預金からの223,424円の払い戻しは、石川孝子さんによって、石川絹枝さんに対して交付したカードと暗証番号の入力により行われました、つまり、入力された暗証と届出の暗証とが一致することが確認されたうえで行われたもので、またATMそれ自体も当時正常に作動していました(乙第2号証、第10項)。
- 7 以上のとおり、本件定期積金及び本件普通預金からの払戻手続きは適切に行われていました。また、本件払戻が行われた平成22年4月15日の時点で、既に石川絹枝さんが死亡していたかどうか、当然のことながら栃木銀行としては知る由もありませんでした。
- 8 このように、栃木銀行には本件払戻に関しては落ち度らしい落ち度はないと考えています。